

# 行橋市高齢者生活支援事業受託者募集要項

## 第1章 事業の概要

### 1 事業の趣旨

住み慣れた地域でいつまでも自立した生活ができるように、また介護予防の観点から自宅での転倒防止等のため、住宅に手すりを設置する等の住宅改修及びシャワーチェア等の福祉用具購入の費用を補助する事業です。

この事業を実施するにあたり、住宅改修及び福祉用具販売業務提供が可能な受託者を募集します。

### 2 事業内容

この事業の補助金交付対象とする住宅改修等の範囲は、次の各号に定めます。ただし、住宅の新築または増築工事については、交付対象としません。

- (1) 手すりの設置
- (2) すり付け板、スロープ等の設置による段差の解消
- (3) 介護保険法第44条第1項に基づく福祉用具の購入
- (4) その他住宅改修に付帯して市長が認めたもの

### 3 事業対象者

この事業を利用できる者は、行橋市に住所を有するもののうち、行橋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年10月行橋市告示第103号）第2条第1項第2号に規定する事業対象者とし、かつ、次の各号のいずれかに該当する者となります。

- (1) 介護保険制度の要介護認定を受けていない高齢者がいる住民税非課税世帯で、かつ、高齢者の心身の状態により転倒の危険性等が認められる者
- (2) その他特に市長が必要と認められる者

### 4 実施圏域

市内全域を実施圏域とします。

### 5 人員に関する基準

事業の実施において、管理者を定めるとともに、福祉用具専門相談員や高齢者に関する知識を有し、安全かつ効果的に事業が実施できる人員を配置するものとします。

## 6 設備に関する基準

事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専門の区画を設けるほか、事業の提供に必要な設備及び備品を備えてください。

## 7 運営に関する基準

運営に関しては、従業員の清潔の保持・健康状態の管理や従業員または従業員であった者による秘密保持、事故発生時の対応、廃止、休止の届出と便宜の提供等、現行の特定福祉用具販売サービスと同様の基準を遵守してください。

## 8 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※委託期間終了後の次年度については、協議の上、支障がない場合は継続できるものとしてします。

## 第2章 応募について

### 1 応募資格

当該事業を円滑かつ適正に実施できる法人等で、次の要件を満たすものとしてします。

- (1) 所在地が行橋市内にあること。
- (2) 令和8年4月1日時点で、行橋市内において指定介護サービス事業所を開設しており、かつ半年以上の運営実績があること。
- (3) 現行の介護保険制度に則った住宅改修及び特定福祉用具販売サービスと同様の在宅サービスを行うことができること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (5) 法人及び代表者が市税、法人市民税等を滞納していないこと。
- (6) 行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格、審査等に関する規則に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 行橋市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (8) 役員等(その法人の役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)を代表するものをいう。)に次の各号に該当する者がいないこと。
  - (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する団体の構成員(暴対法第2条第6号に規定するもの)
  - (イ) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることができなかった日から2年を経過しない者

(ウ) 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

## 2 失格事由

次の要件に該当した場合は、審査・選定の対象から除外されます。

- (1) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 受付期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- (4) 本要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 3 受付日

受付締切日:令和8年3月19日(木) 17時00分まで

## 4 応募方法

### (1) 応募書類

- ・行橋市介護予防・日常生活支援総合事業受託事業に係る申請書(様式第4号)
- ・資格者証の写し
- ・経歴書(管理者)(付表4)

### (2) 提出方法

「3 受付日」の時間までに行橋市介護保険課の窓口にてご提出ください。  
(郵送等による受付は行いません)

## 5 質問事項

質問事項がある場合は、行橋市介護保険課あてに持参またはFAX、電子メールにて令和8年3月11日(水)17時00分までに送付してください。

質問に対する回答は、取りまとめ次第、令和8年3月13日(金)までに本市ホームページにて掲載いたします。

## 1 交付申請

補助対象者が補助金の交付を受けようとする場合、次に掲げる書類を提出する必要があります。なお、受託者が本人の代理で提出することも可能です。

- (1) 高齢者生活支援事業申請書（様式第1号）
- (2) 住宅改修等が必要な理由書
- (3) 見積書
- (4) 内訳書
- (5) 平面図
- (6) 改修前の日付入り写真
- (7) 福祉用具の詳細が分かる書類（カタログのコピーなど）
- (8) 口座情報（本人名義のもの）

## 2 決定通知

前条の申請を受け、介護保険課による必要な調査及び審査を行います。これにより補助金の交付の可否を決定し、高齢者生活支援事業決定通知にて対象者あてに通知します。受託者は、決定通知を受けた後に住宅改修等を行うことができます。

## 3 完了及び補助金交付の請求

住宅改修が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を提出する必要があります。なお、受託者が本人の代理で提出することも可能です。

- (1) 高齢者生活支援事業完了届（様式第4号）
- (2) 当該住宅改修等に係る領収書
- (3) 当該住宅改修等の写真

## 4 確認及び通知

完了届等の提出があった時は、速やかに住宅改修等の完了確認を行います。申請書等の内容と当該住宅改修等の内容に相違がない場合は、高齢者生活支援事業補助額確定通知書（様式第6号）によって対象者あてに通知し、補助金を交付します。

## 5 補助限度額

補助限度額は、補助金の交付対象となる住宅につき 75,000 円とします。

## 6 利用者負担額

補助対象者は、住宅改修等に要する額または、補助限度額に規定する補助限度額のいずれか低い方の1割を負担するものとします。また、住宅改修等に要する額が補助限度

額を超えた場合、超えた部分については全額自己負担となります。

受託者は、住宅改修等に要する額の全額を利用者から徴収することができるものとし、徴収方法についても受託者が定めることができるものとします。

## 第4章 選定について

### 1 選定方法

提出された応募書類等により応募資格を満たしているかの審査を行い、業務委託に適すると認められた法人を受託候補者として選定します。

### 2 選定基準

第2章「1 応募資格」に規定する要件を満たし、同章「2 欠格事由」の要件に該当しないこと。

## 第5章 選定後について

### 1 選定結果の通知及び公表

選定結果は、全応募法人に通知するとともに、選定結果の概要を行橋市ホームページへの掲載等により公表します。

### 2 選定後の受託辞退

選定後の受託の辞退は原則として認めません。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

## 第6章 その他

### 1 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

### 2 応募書類の取り扱い

応募書類は返却しません。また、受託予定法人の選定後、応募書類、追加提出書類を無償で使用する場合があります。

受付後の応募書類の再提出、差し替え等は認めません。

### スケジュール

令和8年 3月4日(水) 募集、質問事項受付開始  
11日(水) 質問事項受付締切  
13日(金) 質問事項に対する回答掲示  
19日(木) 募集締切  
25日(水) 選定結果通知、業務開始準備  
4月1日(水) 業務開始

### 事務局(提出及び問い合わせ先)

住 所 〒824-8601 行橋市中央一丁目1番1号  
行橋市役所 介護保険課  
電 話 0930-25-1111(代表) (内線 1175)  
F A X 0930-26-3017  
E-mail [kaigo@city.yukuhasi.lg.jp](mailto:kaigo@city.yukuhasi.lg.jp)  
担 当 高齢者支援係(堀井)